

新規(新品)機体認証の申請ガイド

第二種型式認証を有している機体であることを証明する書類(必要な事項を
写した写真)を添付するのみで機体認証を受けることができます。

機体認証検査の流れ



ステップ1 申請前の確認

- ☑ 第二種型式認証を取得しているモデルであること
機体に**型式認証書番号(TC No. ○○ 等)**の表示があることを確認してください。
- ☑ 機体登録を行い機体登録記号を取得すること
必ず型式認証を受けた無人航空機として登録する必要があります。
国土交通省のホームページ「[型式認証を取得している無人航空機一覧](#)」に記載されている
情報(“型式認証保有者(製造者名)”、“型式名” 等)を航空局のドローン情報基盤システム
(DIPS2.0)に**正しく入力**してください。

(例) 製造者名は「DJI JAPAN 株式会社」、
型式名は「DJI Mini 4 Pro 【DJI 式 DJI Mini 4 Pro 型】」
- ☑ 機体登録から1か月以内であること
- ☑ 新品として購入してから一度も飛行させていないこと

以上を一つでも満たしていない場合は中古機検査となるか、当会での検査対象外となる恐れがあります。

ステップ2 航空局への申請

航空局のドローン情報基盤システム(DIPS2.0)から、機体認証新規申請へ進み、ドローン情報基盤システム操作マニュアル「機体認証申請編」に従って申請情報を記入します。

- ☑ 事前調整済みにチェック
機体認証検査においては航空局、検査機関との事前調整は必要ありません。
- ☑ 「航空の用に供していない」にチェック
- ☑ 「型式認証等を受けた者(自作機については設計及び製造者)による整備有無」の「無」にチェック
- ☑ 「検査書類(上記以外の参考事項を記載した書類)」に必要事項を写した画像ファイル(JPG)を添付 ※申請に添付する写真の撮り方(4ページ)を参照
機体の型式認証情報(型式名、型式認証書番号、製造番号)及び機体登録記号の表示が明瞭、かつ、一つの写真に納まっている画像ファイルを添付してください
- ☑ 検査の希望場所は「東京都」と入力
- ☑ 検査機関の希望は「一般財団法人 日本海事協会」を選択
- ☑ 検査時期の希望は「申請日の翌日」を入力
- ☑ 使用目的は「空撮、趣味、インフラ点検」等、適宜入力
「飛行禁止空域の飛行」及び「飛行の方法」のチェック欄については、型式認証で認められたものだけを選択してください。型式認証で認められているものは[国土交通省航空局のホームページ](#)にある「型式認証を取得している無人航空機一覧」で確認できます。

ステップ3

日本海事協会への検査申込

DIPS への申請が完了すると、国(航空局)により形式的に申請内容の確認(申請に必要な資料等が添付されていること)が行われ、その後、日本海事協会から「第二種機体認証の検査申込書」が申請者にメールにより送付されます。

ステップ4

検査手数料の納付

検査申込書の受領後、決済サービス代行会社より検査手数料に関するメールが送付されます。メール記載の決済サービスにて手数料額を確認後、決済手段を選択し入金してください。決済手段はクレジットカード払いと銀行振込が可能です。
システムの仕様上、一度銀行振込を選択されると銀行振込口座情報のご案内が送信され、クレジットカード払いが選択出来なくなりますのでご注意ください。

ステップ5

機体認証検査 ～ 機体認証書発行

手数料の入金確認をもって正式に申請完了、検査受付となります。
添付された写真の不具合やその他申請の不備が見つかったと、DIPS から修正の指示などを受け場合があります。
また、追加書類の提出の依頼及び修正指示から 30 日を超えても正当な理由なく申請者が対応しなかった場合には、不合格となります。
検査合格後、国土交通省航空局から機体認証書が発行されます。

申請に添付する写真の撮り方

機体認証申請に添付する写真では、以下の項目が一枚の写真に収められている必要があります。
※焦点がずれていたり、光の加減等で表示の内容が読み取れない場合は写真を撮りなおしていただく場合があります。

○ **型式認証の表示(型式名、型式認証番号、製造番号)**

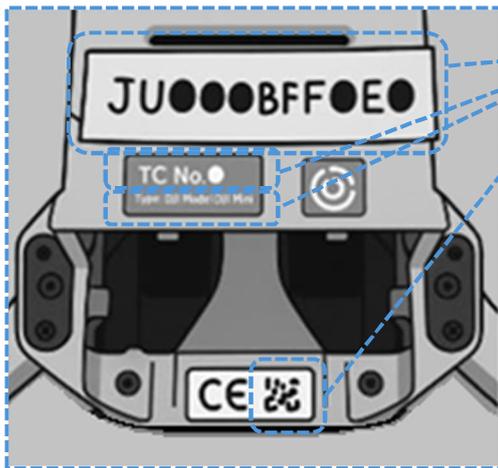
メーカーが貼付した表示(シール等)を写していただく必要があります。製造番号はバッテリーを外した部分に記載されている機体もありますので、ご注意ください。

○ **機体登録記号**

機体登録記号の表示が離れていて一枚の写真に収めることが難しい場合は、型式認証の表示の近くに機体登録記号を転記した付箋等を張り付けることが認められています。

※転記ミスや判読困難な場合は不適合と判断される場合がありますので、明瞭かつ丁寧に記入してください。

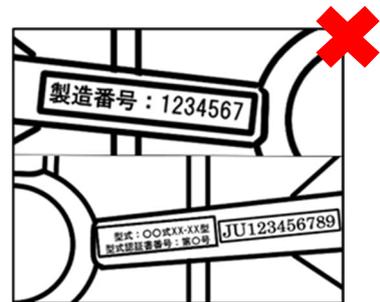
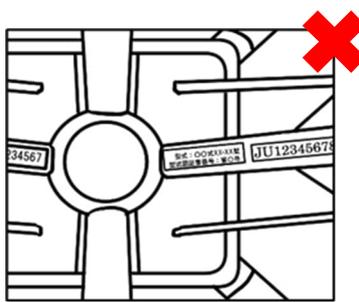
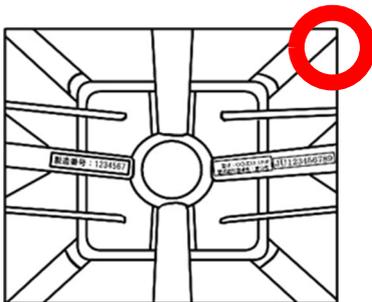
<写真撮影時の注意事項>



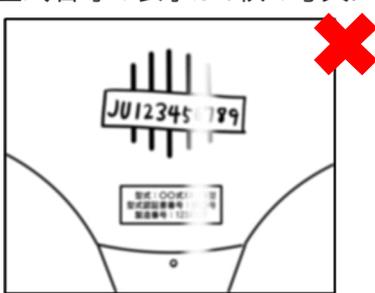
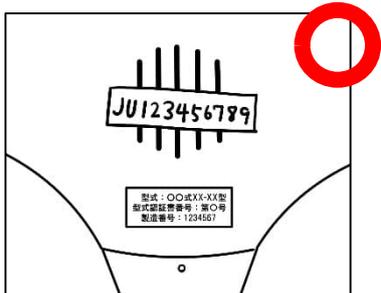
① 型式名、型式認証番号、製造番号、機体登録記号が鮮明(読み取れる)

② 一枚の写真に納まっている

③ 写真に加工が無い



型式名等の表示が1枚の写真に収まっていない、途切れている



型式名等の表示が読み取れないほど不鮮明